

# 令和7年第4回定例会 土木建築委員会資料

## 1 合議案件

第105号議案	職員等の旅費に関する条例等の一部改正について (土地収用法に基づく鑑定法人等の旅費及び手当に関する条例)	2
第123号議案	大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について (大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例)	3

## 2 付託案件

第124号議案	令和7年度大分県一般会計補正予算(第3号)	4
第117号議案	公の施設の指定管理者の指定について	7
第118号議案	工事請負契約の締結について(一般国道388号楠本橋上部工)	9
第119号議案	工事請負契約の変更について(一般県道古江丸市尾線2号トンネル)	10
第120号議案	工事請負契約の締結について(一般国道386号三郎丸橋上部工)	12
第121号議案	大分県地方港湾審議会条例の一部改正について	13
第122号議案	工事請負契約の変更について (都市計画道路庄の原佐野線第3橋梁上部工製作)	14

## 3 諸般の報告

①	一般県道古江丸市尾線2号トンネル工事の進捗状況について	16
②	特定都市河川指定に基づく条例の制定について	18
③	大分港大在地区コンテナクレーン2号機更新工事の進捗状況について	19
④	大分県海岸保全基本計画の改定について	20
⑤	都市計画道路庄の原佐野線街路改築工事の進捗状況について	21
⑥	新たな大分県耐震改修促進計画の素案について	23
⑦	新たな大分県賃貸住宅供給促進計画の素案について	24

令和7年12月8日  
土木建築部

# 第105号議案 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について (土地収用法に基づく鑑定人等の旅費及び手当に関する条例の一部改正関係)

土木建築部 用地対策課

## 1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正に伴い、県においても、旅行実態に合わせた旅費の支給等を行うため、職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号。以下「旅費条例」という。）の一部改正を行うこととしている。

これに合わせて、土地収用法に基づく鑑定人等の旅費及び手当に関する条例（平成14年大分県条例第46号）の関係規定について、同様の改正をするもの。

### (参考) 土地収用法に基づく鑑定人等の旅費及び手当に関する条例の概要

土地収用法（昭和26年法律第219号）において、収用委員会の調査審理のために必要がある場合は、鑑定人に出頭を命じて鑑定させ、又は参考人に出頭を命じて審問できることが規定されている。この鑑定人等に対して支給する旅費及び手当については、同法の規定により条例で定めることとされており、当該規定に基づき本条例を制定しているもの。

## 2 改正内容

改正事項	改正前	改正後
鑑定人等に対して支給する旅費の種類	鉄道賃 船賃 航空賃 車賃 宿泊料  食卓料 旅行雑費	鉄道賃 船賃 航空賃 <u>その他の交通費</u> 宿泊費 <u>包括宿泊費</u> 宿泊手当 旅行雑費

## 3 施行日

令和8年4月1日

## 第123号議案 大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について

## 【改正理由】

別府市や佐伯市が実施する住居表示事業に伴い、県立学校及び県営住宅の位置の表示について、規定を改正するもの。

## 【改正内容】

## 1 大分県立学校の設置に関する条例 別表 特別支援学校の部

名 称	位 置	
	現行	改正案
大分県立別府支援学校	別府市大字鶴見四、二二四番地	別府市荘園町五六番六八号
大分県立別府支援学校鶴見校	別府市大字鶴見四、〇七五番地一二	別府市荘園町六六番八号
大分県立別府支援学校石垣原校	別府市大字鶴見四、〇五〇番地二九三	別府市荘園町七三番六六号

## 2 大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例 別表

名 称	位 置	
	現行	改正案
県営扇山住宅	別府市大字鶴見	別府市竹の内町
県営扇山第二住宅		別府市扇山三丁目
県営原住宅		別府市鶴見三丁目
県営石垣原住宅		別府市荘園町
県営扇山東住宅		別府市扇山四丁目
県営山ノ手北住宅	別府市大字別府	別府市山の手新町
県営女島住宅	佐伯市字女島、字内女島及び字船場	佐伯市女島一丁目及び女島二丁目

## 【施行期日】

- 1 令和8年1月10日
- 2 公布の日、令和8年1月10日

※別府市告示第513号による指定日：R8.1.10  
 佐伯市告示第2号による指定日：R7.9.16

(第124号議案) 令和7年度大分県一般会計補正予算案(第3号)の概要(土木建築部)

1 補正予算額

(単位:千円)

区分	款別	既決予算額	今回補正予算額	補正後現計額	
一般 会 計	総務費	164,097	25,000	189,097	
	土木費	83,060,840	11,965,872	95,026,712	
	その他	17,684,277	0	17,684,277	
	計	100,909,214	11,990,872	112,900,086	
	内	公共事業	69,498,677	11,990,872	81,489,549
		一般公共	43,356,093	11,990,872	55,346,965
	訳	災害関連	2,824,300	0	2,824,300
直轄負担金		4,774,880	0	4,774,880	
住宅		1,555,081	0	1,555,081	
災害復旧		16,988,323	0	16,988,323	
非公共事業		31,410,537	0	31,410,537	

[補正事業一覧]

(単位:千円)

事業名	今回補正予算額
1 (公) 道路改良事業費	3,062,837
2 (公) 交通安全事業費	108,905
3 (公) 道路防災事業費	102,815
4 (公) 道路施設補修事業費	1,300,567
5 (公) 広域河川改修事業費	1,591,954
6 (公) 河川緊急情報基盤整備事業費	101,500
7 (公) 治水ダム建設事業費	765,716
8 (公) ダム情報基盤総合整備事業費	9,530
9 (公) 津波危機管理対策緊急事業費(河川課)	23,548
10 (公) 津波危機管理対策緊急事業費(港湾課)	37,957
11 (公) 侵食対策事業費	30,450
12 (公) 重要港湾改修事業費	32,566

事業名	今回補正予算額
13 (公) 港湾改修統合事業費	48,720
14 (公) 通常砂防事業費	1,437,849
15 (公) 火山砂防事業費	417,165
16 (公) 特定緊急砂防事業費	172,550
17 (公) 地すべり対策事業費	231,420
18 (公) 急傾斜地崩壊対策事業費	938,875
19 (公) 砂防施設緊急改築事業費	307,545
20 (公) 土砂災害警戒区域等調査費	99,000
21 盛土災害防止調査費	25,000
22 (公) 街路改良事業費	1,032,357
23 (公) 県営都市公園長寿命化対策事業費	112,046
計	11,990,872

## 2 債務負担行為の補正

## 【一般会計】（追加分）

（単位：千円）

事業名		期間	限度額
1	（公）道路改良事業費	R7～R8	230,000
2	（単）交通安全事業費	R7～R8	148,000
3	（単）道路防災事業費	R7～R8	330,000
4	（単）身近な道改善事業費	R7～R8	295,000
5	（単）側溝整備事業費	R7～R8	9,000
6	（単）道路施設補修事業費	R7～R8	658,000
7	（公）交通安全事業費	R7～R8	95,000
8	（公）道路防災事業費	R7～R8	155,000
9	（公）道路施設補修事業費	R7～R8	100,000
10	（単）道路改良事業費	R7～R8	445,000
11	（単）河川海岸改良事業費	R7～R8	402,000
12	（単）緊急河床掘削事業費	R7～R8	355,000

（単位：千円）

事業名		期間	限度額
13	（公）広域河川改修事業費	R7～R8	427,000
14	（単）砂防改修事業費	R7～R8	83,000
15	（単）急傾斜地崩壊対策事業費	R7～R8	223,000
16	（単）砂防施設再生事業費	R7～R8	52,000
17	（公）通常砂防事業費	R7～R8	55,000
18	（公）火山砂防事業費	R7～R8	143,000
19	（公）地すべり対策事業費	R7～R8	46,000
20	（公）急傾斜地崩壊対策事業費	R7～R8	189,000
21	（公）街路改良事業費	R7～R8	60,000
ゼロ県債（交付金＋単独） 計			4,500,000

【土木建築企画課】

3 繰越明許費（限度額）

（単位：千円）

	一般会計						特別会計				合計	
	公共事業		単独事業		小計		臨海工業地帯建設事業		港湾施設整備事業			
	事業数		事業数		事業数		事業数		事業数		事業数	
【既決分】 （9月補正 議決承認分）	29	9,980,000	19	2,360,000	48	12,340,000	0	0	1	365,000	49	12,705,000
【追加分】 （12月補正）	3	96,000	0	0	3	96,000	0	0	0	0	3	96,000
【変更分】 （12月補正） ※【既決分】のうち増額設定する事業	20	8,287,000	0	0	20	8,287,000	0	0	0	0	20	8,287,000
【合計】	32	18,363,000	19	2,360,000	51	20,723,000	0	0	1	365,000	52	21,088,000

注：【合計】の事業数は、【既決分】と【追加分】の計

[事業一覧]

【一般会計】（追加分）（単位：千円）

事業名	補正額
1 (公) ダム情報基盤総合整備事業費	6,000
2 (公) 侵食対策事業費	21,000
3 (公) 土砂災害警戒区域等調査費	69,000
計	96,000

【一般会計】（変更分）（単位：千円）

事業名	補正額
1 盛土災害防止調査費	17,000
2 (公) 交通安全事業費	76,000
3 (公) 道路防災事業費	71,000
4 (公) 道路施設補修事業費	910,000
5 (公) 道路改良事業費	2,143,000
6 (公) 広域河川改修事業費	1,114,000
7 (公) 河川緊急情報基盤整備事業費	71,000
8 (公) 治水ダム建設事業費	536,000
9 (公) 津波危機管理対策緊急事業費（河川課分）	16,000
10 (公) 津波危機管理対策緊急事業費（港湾課分）	26,000
11 (公) 通常砂防事業費	1,006,000
12 (公) 火山砂防事業費	292,000
13 (公) 特定緊急砂防事業費	120,000
14 (公) 地すべり対策事業費	161,000
15 (公) 急傾斜地崩壊対策事業費	657,000
16 (公) 砂防施設緊急改築事業費	215,000
17 (公) 重要港湾改修事業費	22,000
18 (公) 港湾改修統合事業費	34,000
19 (公) 街路改良事業費	722,000
20 (公) 県営都市公園長寿命化等対策事業費	78,000
計	8,287,000

# 第117号議案 公の施設の指定管理者の指定について

【土木建築企画課】

令和7年度末をもって指定期間が満了する公の施設の指定管理について、次のとおり指定管理者として指定するもの。

別府港北浜ヨットハーバー【公募／指定期間5年：令和8年4月1日～令和13年3月31日】

## 1. 指定管理候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回選定委員会 (審査基準、スケジュール、募集要項等の検討)	令和7年7月7日(月)
公募開始(公告)	令和7年7月16日(水)
公募に関する現地説明会実施	令和7年8月12日(火)
公募に関する質問受付	令和7年8月4日(月)～ 令和7年8月21日(木)
申請書の受付(2者)	令和7年9月1日(月) ～令和7年9月16日(火)
ヒアリング実施通知	令和7年10月17日(金)
●第2回選定委員会 (ヒアリング、審査、協議・選定)	令和7年10月31日(金)

※●は選定委員会

## 2. 審査基準

審査基準	評価項目
1. 事業計画書の内容が、施設の設置目的に沿い、県民の平等な利用が確保されるとともに、適切な維持管理が行われるものであること。	(1) 施設の設置目的及び県が示した管理方針との整合性 (2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
2. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	(1) 事業計画書の内容、適格性及び実現の可能性 (2) 係船率の向上を図るための具体的な手法及び期待される効果
3. 事業計画書の内容が、管理の経費の縮減が図られるものであること。	(1) 施設の管理に係る経費の内容
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	(1) 施設の維持管理・安全管理の内容、適格性及び実現の可能性 (2) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (3) 安定的な運営が可能となる人的能力、経理的基盤 (4) 類似施設の運営実績

## 3. 指定管理候補者及び選定委員会における評価等

(単位：千円)

指定管理候補者	提案価格	債務負担行為額	選定委員会における評価
株式会社ササキコーポレーション 代表取締役 佐々木 隆文	70,965 (債務負担同額)	70,965 (13,643+550)*5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去10年間の指定管理者としての実績(係船率ほぼ100%達成等)。</li> <li>・港をスタートとして地域全体の賑わいづくりをしようと努力している。</li> <li>・全体的に県政及び市政の声をしっかり事業に活かしており、事業計画にも具体性がある。</li> <li>・危機管理に対する意識が高い。</li> </ul>

第117号議案 公の施設の指定管理者の指定について

【土木建築企画課】

令和7年度末をもって指定期間が満了する公の施設の指定管理について、次のとおり指定管理者として指定するもの。

ハーモニーパーク【任意指定／指定期間5年：令和8年4月1日～令和13年3月31日】

1. 指定管理候補者選定の経過

項目	年月日
県民意見募集（パブリックコメント）	令和7年7月16日(水) ～8月18日(月)
外部有識者への意見聴取	令和7年9月26日(金)

2. 指定管理候補者及び県民・外部有識者からの意見

(単位：千円)

指定管理候補者	提案価格	債務負担行為額	県民・外部有識者からの意見
株式会社サンリオエンターテイメント 代表取締役社長 小巻 亜矢	384,510 (債務負担同額)	384,510 (76,352+550)*5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民意見の募集</li> <li>・意見なし</li> <li>○外部有識者の意見</li> <li>・ハーモニーランドは都市公園ハーモニーパーク内にあり、一体的に構成されていることから、公園内の効率的な管理運営や利用者の安全確保のためには、公園全体の管理は一体的に行われることが適切</li> <li>・ハーモニーランドの利用者増とハーモニーパーク全体の利用者増はリンクしており、ハーモニーランドの広報活動がそのままハーモニーパークの来園者増に繋がるメリットは非常に大きい</li> <li>・こうした理由から、ハーモニーパークの指定管理者として株式会社サンリオエンターテイメントを任意指定することについては妥当であると判断する。</li> </ul>

# 第118号議案 工事請負契約の締結について（一般国道388号（仮称）楠本橋上部工工事）

## 事業概要

- ◆事業箇所：佐伯市蒲江大字畑野浦～竹野浦河内
- ◆延長：L=7,400m
- ◆計画幅員：車道幅員 W=6.0m(全幅員W=9.75m)
- ◆事業目的：線形不良、幅員狭小箇所の解消や歩道設置による安全性・走行性の向上を図る。

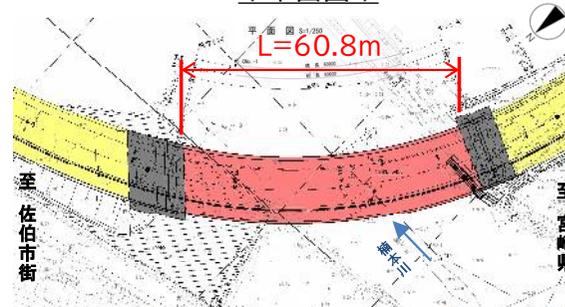
## 位置図



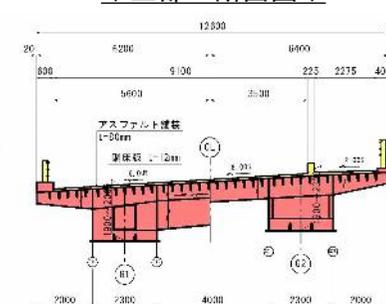
## 発注工事内容

- ◆工事名：令和7年度 防安国改佐第3号 道路改良工事
- ◆工事場所：国道388号 佐伯市蒲江大字楠本浦
- ◆工事概要：橋梁上部工（鋼単純鋼床版箱桁橋）  
延長 L=60.8m  
車道幅員 W=6.0m（全幅員 W=11.6m）
- ◆契約の方法：要件設定型一般競争入札(総合評価落札方式)
- ◆工期：契約締結日の翌日～令和9年7月30日
- ◆契約金額：581,350,000円（税込）
- ◆契約の相手方：三井住友建設鉄構エンジ・大鐵  
特定建設工事共同企業体

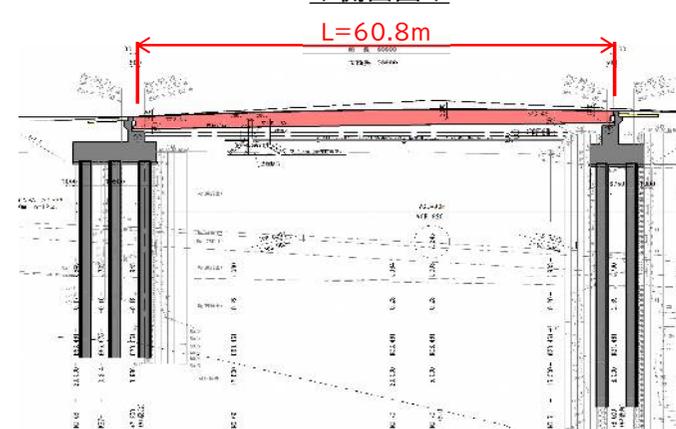
◆平面図◆



◆上部工断面図◆



◆側面図◆



**事業概要**

- ◆事業箇所： 佐伯市蒲江大字葛原浦～丸市尾浦
- ◆延長： L=1.58km
- ◆計画幅員： 車道幅員 W=5.5m(全幅員W=9.75m)

**位置図**



**現況状況**

古江丸市尾線  
葛原～丸市尾工区  
事業延長L=1.58km

**工事概要**

【道路建設課】

- ◆工事名： 令和6年度 防安地改佐第2号 道路改良工事
- ◆工事場所： 一般県道古江丸市尾線（葛原～丸市尾工区）
- ◆工事内容： 施工延長 L=177.0m  
(内トンネル延長 L=146.8m)  
車道幅員 W=5.5m(全幅員 W=8.5m)
- ◆請負金額： 919,063,992円(税込)
- ◆工期： (当初) 令和7年3月28日～令和8年3月13日  
(変更) 令和7年3月28日～令和8年4月30日
- ◆受注者： 平和・風戸特定建設工事共同企業体  
(契約日：令和7年3月27日)

**課題及び整備効果**

**標準断面図**

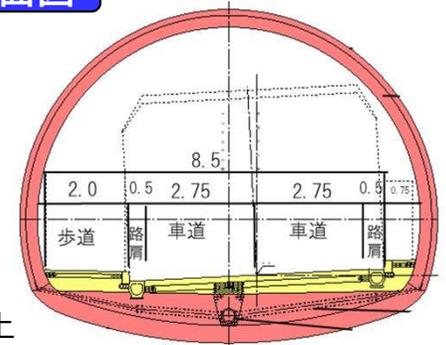
●課題

- ・線形不良、幅員狭小
- ・歩道未整備



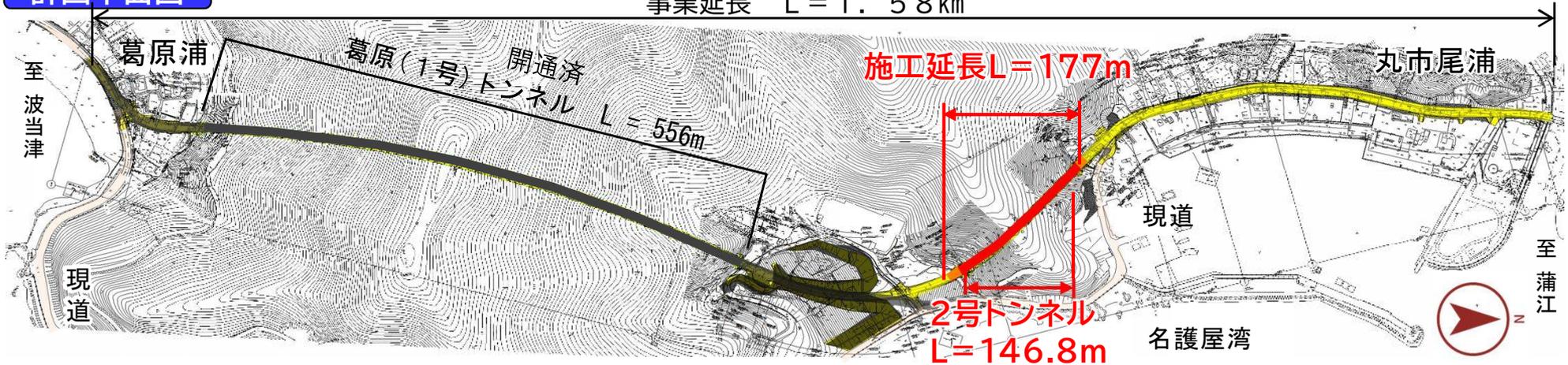
●整備効果（バイパス整備）

- ・線形不良、幅員狭小の解消
- ・歩道設置による安全性・走行性の向上
- ・越波や落石等の災害に強く安全な通行空間を確保



**計画平面図**

事業延長 L = 1.58km



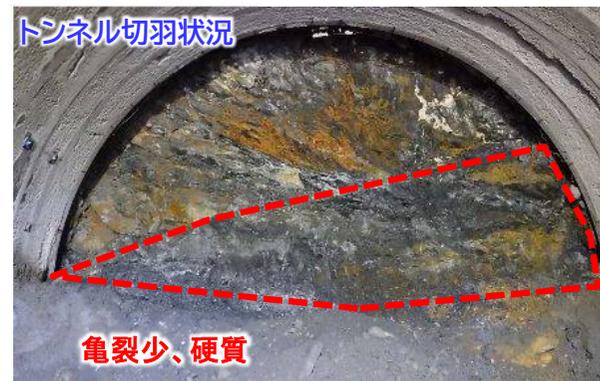
○工事実施状況 掘削延長 L = 120m（全長146.8m）  
掘削進捗率 約81.7%（令和7年10月末時点）

○変更内容

掘削工法変更に伴う工期延伸

- ・当初想定よりも硬質な岩盤が現れ、機械掘削が困難となり施工効率が低下 ⇒ 発破掘削に変更
- ・火薬庫等の設置、火薬取締法許可申請手続き、周辺地域の住民等への説明

1.5ヶ月間



(工程表)

年月 工種	R6年度		R7年度												R8年度	
	3月	4月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
準備工 仮設工		契約														
掘削工 坑門工						機械掘削	機械掘削									
インバート工 覆工 他							発破掘削	発破掘削								
片付け																

コンクリートプラント・濁水処理施設

発破工法準備期間

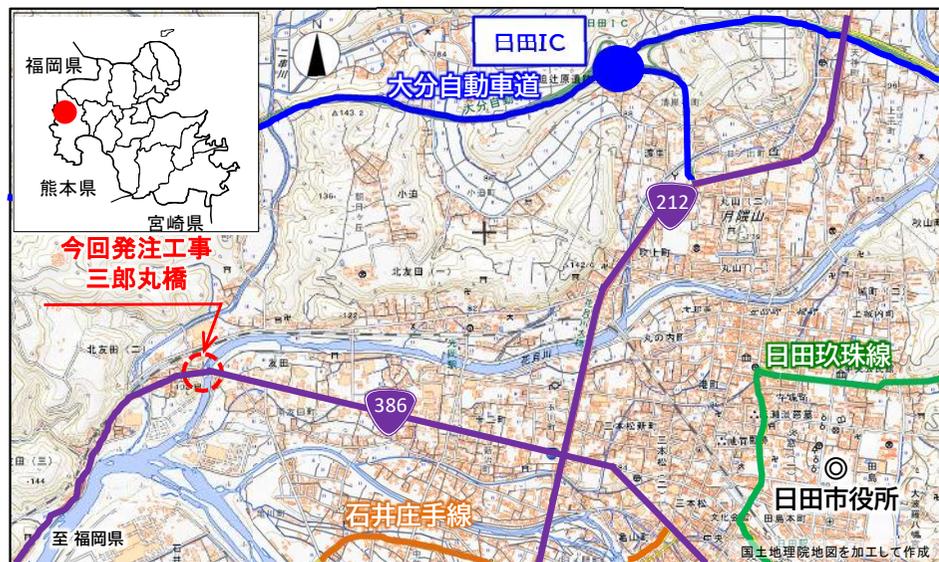
1.5ヶ月

# 第120号議案工事請負契約の締結についてさぶろうまる（一般国道386号三郎丸橋上部工工事）

## 事業概要

- ◆事業箇所：一般国道386号 日田市大字友田
- ◆事業目的：令和6年6月30日から7月2日の梅雨前線豪雨によって被災した国道386号三郎丸橋において、橋梁架替えとあわせて河道を拡幅する改良復旧工事を行い、再度災害の防止を図る。

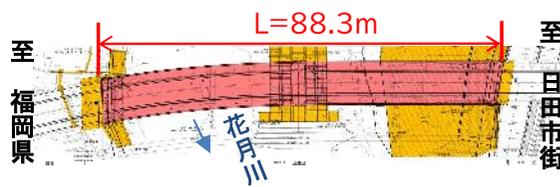
## 位置図



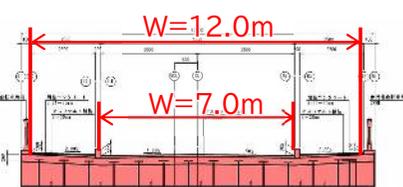
## 発注工事内容

- ◆工事名：令和7年度 6道関第1-5号 橋梁災害関連工事
- ◆工事概要：橋梁上部工（鋼2径間連続合成床版橋）  
延長L=88.3m  
車道幅員W=7.0m（全幅員W=12.0m）
- ◆工期：契約締結日の翌日～令和9年3月30日
- ◆契約の方法：要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）
- ◆契約金額：964,700,000円（税込）
- ◆契約の相手方：三井住友建設鉄構エンジ・臼杵造船特定建設工事共同企業体

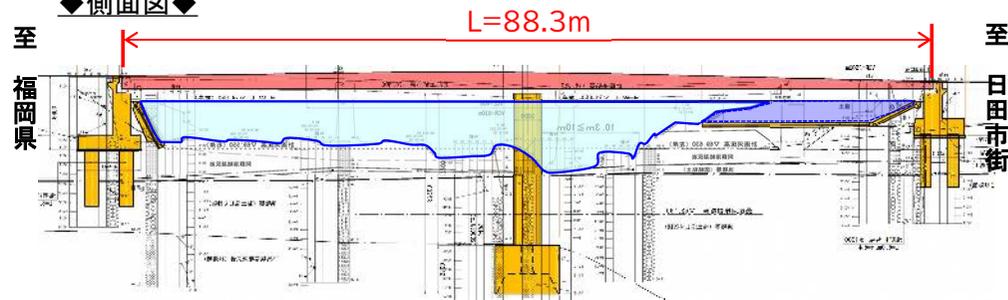
◆平面図◆



◆上部工断面図◆



◆側面図◆



## 工程表

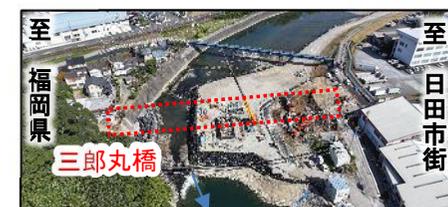
事業内容	令和6年度			令和7年度				令和8年度				
	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
測量・設計												
橋梁工事	仮設歩道橋											
	本復旧（下部工）											
	本復旧（上部工）											

## 状況写真

◆被災直後(R6.7.2撮影)◆



◆現状(R7.11.7撮影)◆



## 第121号議案 大分県地方港湾審議会条例の一部改正について

### 1. 条例の概要

港湾法第35条の2に基づき、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため設置する大分県地方港湾審議会の組織運営等について定めたもの。

【大分県地方港湾審議会】

- ・知事の諮問に応じて、港湾計画の策定や県の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議する。
- ・学識経験者、港湾利用者の代表や関係行政機関の職員などで組織されており、調査審議した結果を知事に建議する。

### 2. 法改正の内容(本条例関係部分)

港湾法等の一部を改正する法律(令和7年4月23日公布 令和7年10月1日施行)の公布により、気候変動に伴う海面上昇に対応した港湾の保全等に関する制度が創設されたため、港湾計画を定めた条文において新たな条項が新設された。

改正前	改正後
<p>第3条の3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>第2～7項 (略)</p> <p>第8項 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めることにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。</p>	<p>第3条の3 (同左)</p> <p>第2項 地方港湾の港湾管理者は、<u>港湾計画を定めることができる。</u></p> <p>第3項 <u>港湾計画には、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇(略)に対応するため、(略)高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができる。(略)</u></p> <p>第4項～12項 (略)</p>

### 3. 条例改正の内容

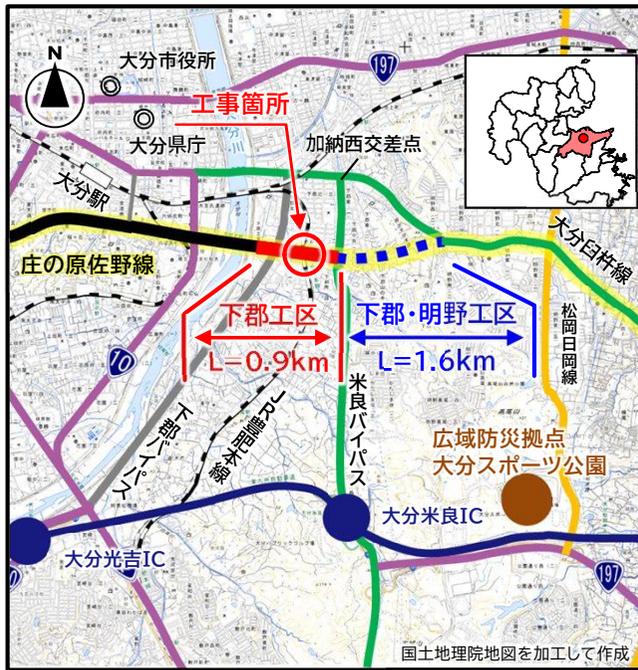
第2条第1号において引用する港湾法の規定の一部改正に伴う規定の整備

改正前	改正後
<p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を知事に建議する。</p> <p>1 法3条の3第1項及び第8項に規定する港湾計画</p>	<p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を知事に建議する。</p> <p>1 法3条の3第1項及び第2項に規定する港湾計画</p>

### 4. 施行日

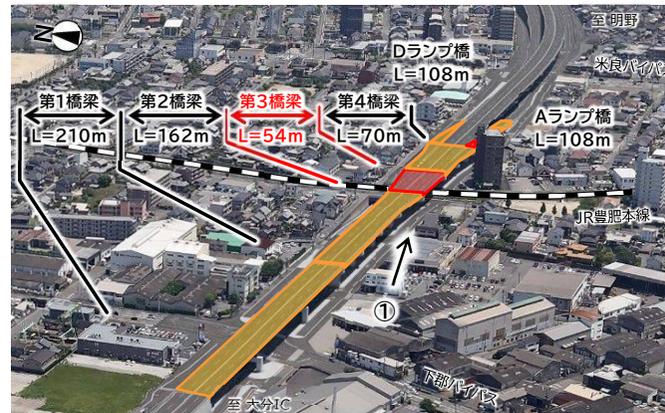
公布の日

位置図



工事内容

- ・ 工 事 の 概 要 : 橋梁上部工 延長54.0m  
車道幅員 14.0m (全幅員17.0m)
- ・ 契 約 金 額 : (当初) 530,900,260円 (税込)  
(変更) 528,264,000円 (税込) (2,636,260円の減額)
- ・ 工 期 : 令和6年3月28日 ~ 令和8年3月17日 (工期変更なし)
- ・ 受 注 者 : 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所



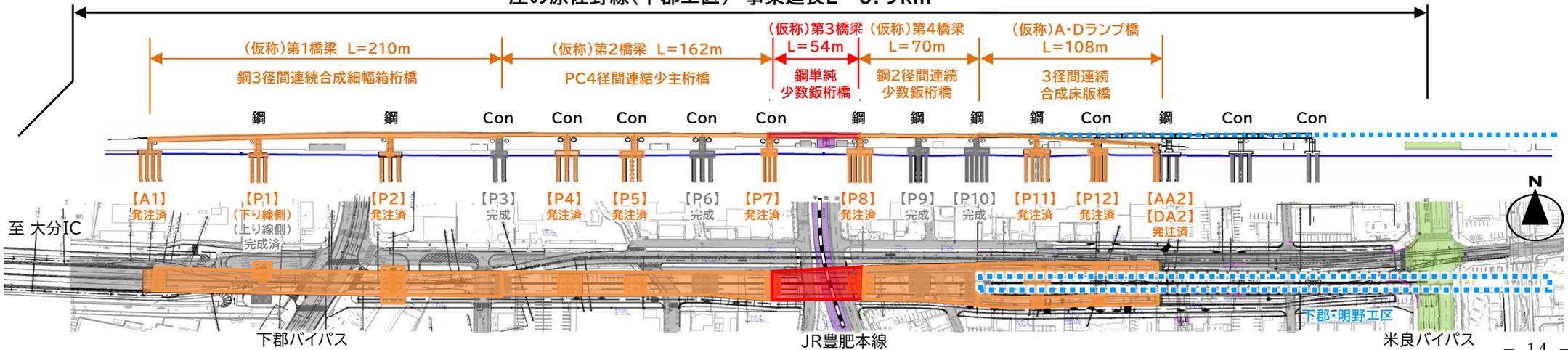
完成イメージ図



①状況写真

事業区間全体図

庄の原佐野線(下郡工区) 事業延長L=0.9km



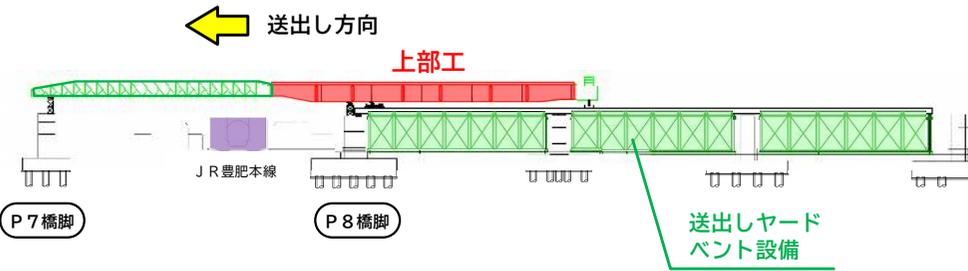
変更内容

■ 架設工法の変更に伴う鋼材の材質および鋼材量の変更による減額・・・・・・・・・・【-2.6百万円】

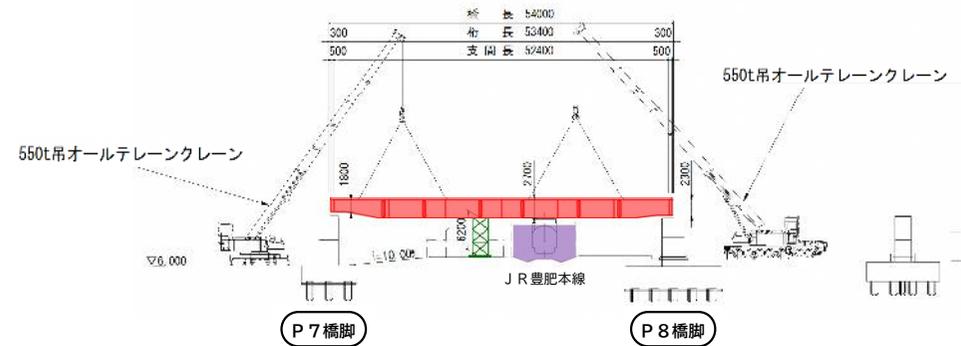
本橋梁の架設工法は、当初、JRが実施する架設工事にて「送り出し工法」を予定していた。JRとの協議及び、地元・関係機関との調整を行ったところ、工期の短縮が可能であり、かつ、より安価な「トラッククレーンバント工法」へ変更が可能となったため、架設工法の変更を行った。その結果、「送り出し工法」に比べ、架設時の桁にかかる応力が減少し、鋼材の材質変更及び補強材の鋼材量が減少したため、本製作工事にて減額が生じた。

架設工法（JRが別途工事にて実施）

当初（送り出し工法）

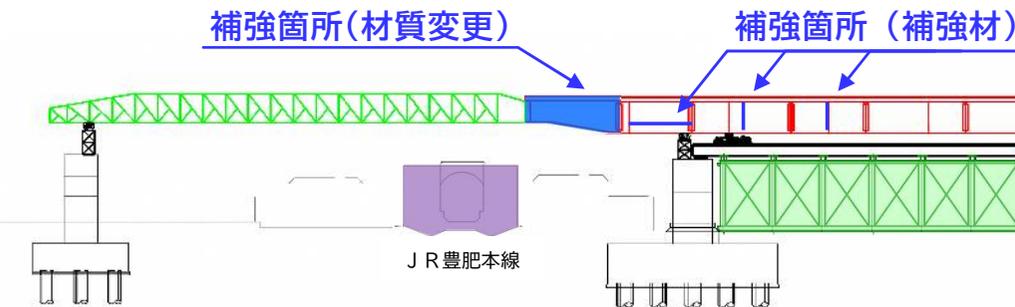


変更（トラッククレーンバント工法）



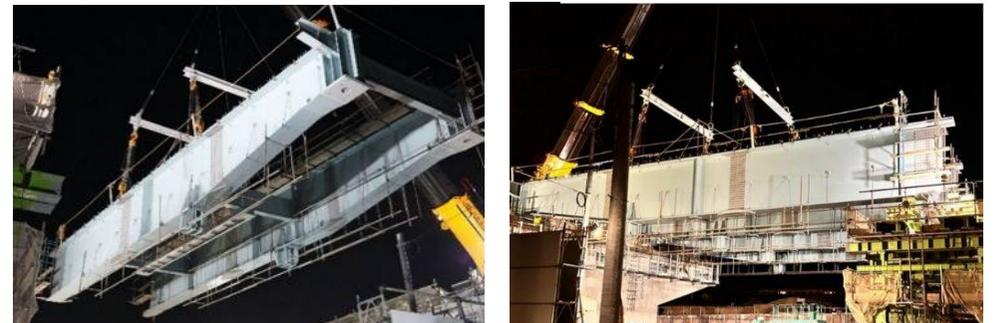
本工事変更内容

当初（送り出し工法）



→ 架設時の桁に応力がかかるため、補強が必要

変更（トラッククレーンバント工法）（架設はJRが別途工事で実施）



→ 架設時の桁にかかる応力が減少するため、補強が不要

# 一般県道 古江丸市尾線【葛原～丸市尾工区】(仮称)2号トンネル工事進捗状況

1/2

## 事業概要

- ◆事業箇所： 佐伯市蒲江大字葛原浦～丸市尾浦
- ◆延長： L=1.58km
- ◆計画幅員： 車道幅員 W=5.5m(全幅員W=9.75m)

## 位置図



## 現況状況

古江丸市尾線  
葛原～丸市尾工区  
事業延長L=1.58km

## 工事概要

【道路建設課】

- ◆工事名： 令和6年度 防安地改佐第2号 道路改良工事
- ◆工事場所： 一般県道古江丸市尾線 (葛原～丸市尾工区)
- ◆工事内容： 施工延長 L=177.0m  
(内トンネル延長 L=146.8m)  
車道幅員 W=5.5m(全幅員 W=8.5m)
- ◆請負金額： 919,063,992円(税込)
- ◆工期： (当初) 令和7年3月28日～令和8年3月13日  
(変更) 令和7年3月28日～令和8年4月30日
- ◆受注者： 平和・風戸特定建設工事共同企業体  
(契約日：令和7年3月27日)

## 課題及び整備効果

### ●課題

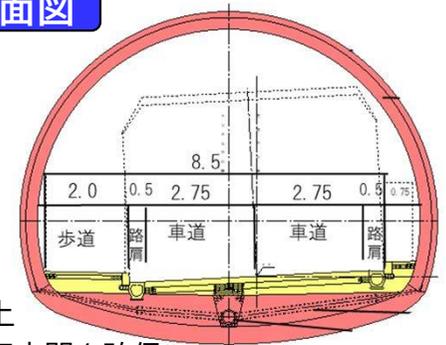
- ・線形不良、幅員狭小
- ・歩道未整備



### ●整備効果 (バイパス整備)

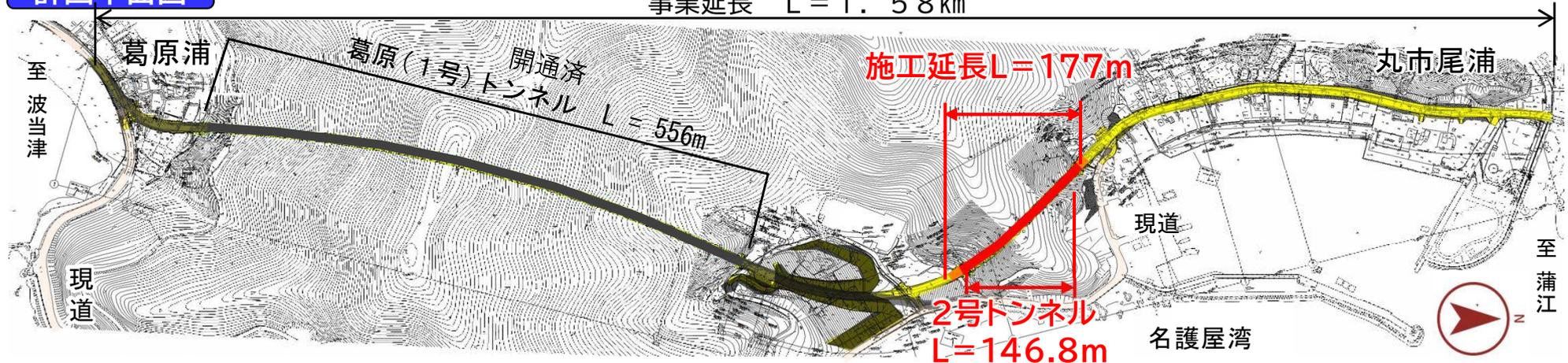
- ・線形不良、幅員狭小の解消
- ・歩道設置による安全性・走行性の向上
- ・越波や落石等の災害に強く安全な通行空間を確保

## 標準断面図



## 計画平面図

事業延長 L=1.58km

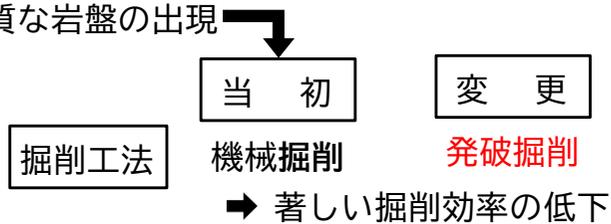


○工事実施状況 掘削延長 L = 120m (全長146.8m)  
掘削進捗率 約81.7% (令和7年10月末時点)

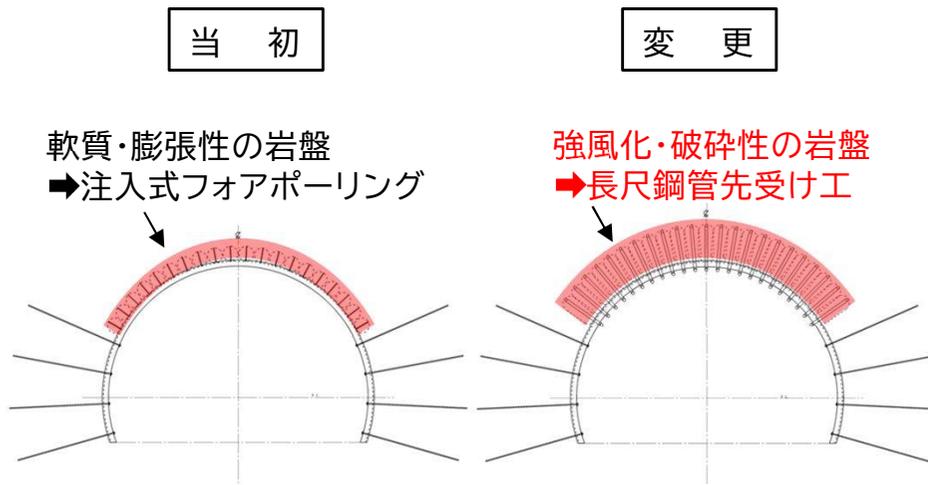
○変更内容 **約4千7百万円の増額**

①掘削工法の変更による増額 (+3百万円)

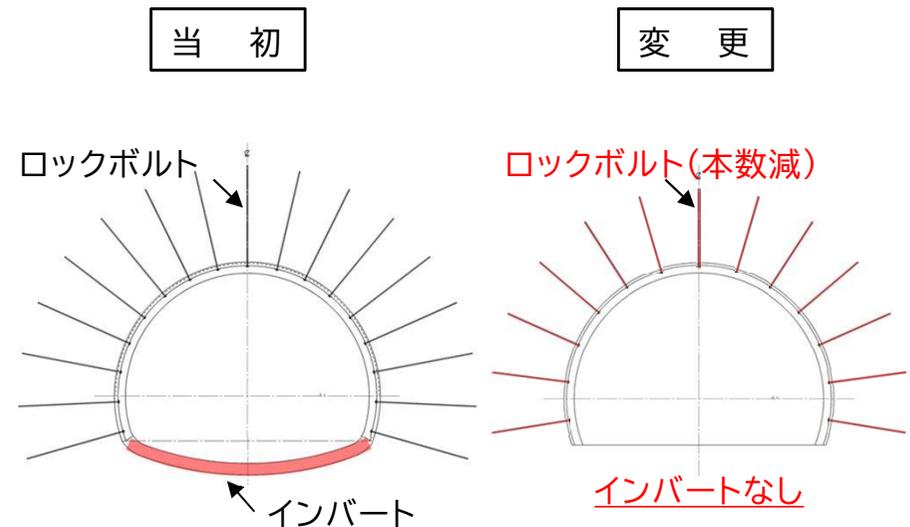
・硬質な岩盤の出現



②地山特性に応じた補助工法の変更による増額 (+2千2百万円)



③インバート等の施工延長の縮減による減額 (-1千4百万円)



④インフレスライドによる増加 (+3千6百万円)

労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用したことによる増額

## 1. 条例の制定理由

- ▶ 令和8年3月に、1級河川山国川が、県内で初めて「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都市河川に指定される予定（国指定）
- ▶ 法の施行に関し、条例で定めることが規定されている3種類の標識の設置基準について、令和8年第1回定例会で「大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例」案を提出予定

## 2. 山国川特定都市河川指定の背景

- ▶ 1級河川山国川は、平成24年、平成29年及び令和5年等、豪雨災害が繰り返し発生したことから、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害対策を行う「流域治水」の取組を推進している
- ▶ 「流域治水」の取組をさらに効果的に推進するため、国、県、市が一体となり、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川への指定を目指す

近年の被害状況

発生日月	被害
H24.7.3	床上 93戸 床下89戸 浸水面積 80ha 死者1名
H24.7.14	床上 180戸 床下67戸 浸水面積 122ha
H29.7.5	床上 13戸 床下53戸 浸水面積 69ha
R5.7.10	床上 68戸 床下52戸 浸水面積 65ha 死者1名

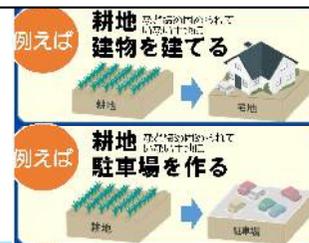
氾濫状況



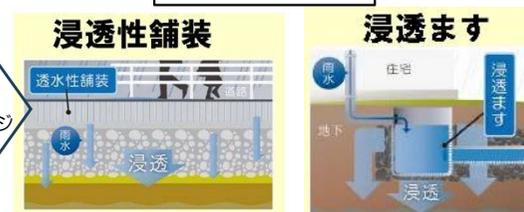
## 3. 特定都市河川浸水被害対策法の概要

- (1) ハード対策の加速化
  - (2) 雨水流出の増加を抑制
- 雨水が地下への浸透を妨げる行為（雨水浸透阻害行為）は、「雨水貯留浸透施設」の設置が必要 等

雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）



雨水貯留浸透施設



## 4. 大分県特定都市河川浸水被害対策施行条例の概要

- ▶ 施設や区域の指定時には標識を設置し、その表示内容は条例で定めることと規定（3種類）

- ① 雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準（法第38条第3項）
- ② 保全調整池の標識の設置の基準（法第45条）
- ③ 貯留機能保全区域の標識の設置の基準（法第54条）

標識のイメージ

雨水貯留浸透施設	
この調整池は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設です。	
名称	〇〇が丘調整池
許可番号	策〇〇号
構造の概要	縦〇m×横〇m×高さ〇m 〇〇㎡
雨水の流出抑制機能	〇〇が丘調整池（行為面積〇㎡）による〇〇㎡/sの流出雨水量を抑制
許可を要する行為	法第18条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、県知事の許可が必要です。 ① この施設の一部又は一層の増立 ② この施設における建築物等の新築、改修、増築（この施設が設置されている建築物等の改修又は除却） ③ 塵芥又は土砂の投棄、資材の放置等 ④ 調整池の堤防の掘削、擁壁等の損壊等 ⑤ 流入口又は放流口の閉塞又は径の変更等
施設の管理者	株〇〇〇〇 〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
標識の設置者	〇〇県〇〇部〇〇課 〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇





## 1. 海岸保全基本計画の概要

### 【海岸保全基本計画】

海岸保全基本計画は、海岸法により国が定めた「海岸保全基本方針」に基づいて、「防護」「環境」「利用」が調和した海岸の保全を総合的に推進するための計画

### 【これまでの改定経緯】

平成15年3月 大分県海岸保全基本計画策定  
 平成27年2月 防災・減災対策に関する事項を追加  
 平成28年3月 維持・修繕に関する事項を追加  
 令和8年3月(予定) 今回改定



## 2. 今回改定の理由

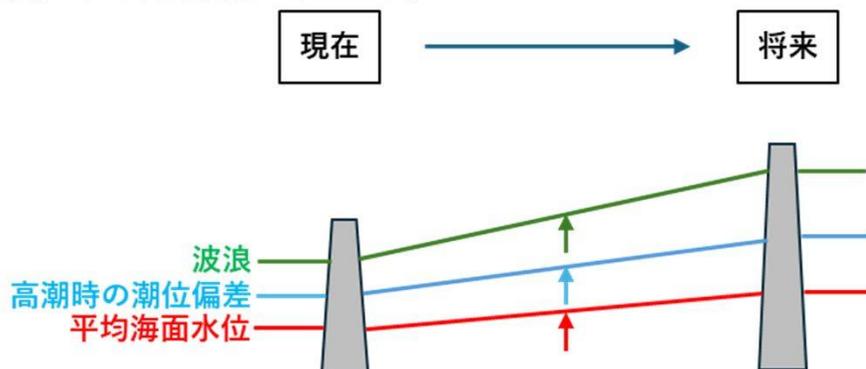
海岸保全基本方針（農林水産省・国土交通省）〈気候変動影響の将来予測〉

「海岸保全を気候変動による影響を考慮した対策へ転換する」

波浪	・極値は上がる ・波向きが変わる
高潮時の潮位偏差	・極値は上がる
平均海面水位	・上昇する

パリ協定の目標と整合する2100年に2℃上昇するシナリオを前提に、その影響予測を海岸保全の方針に反映する

〈気候変動による外力変化のイメージ〉



## 3. 主な改定内容

- ・今後整備を行う海岸保全施設の防護水準については、施設の供用期間中に予測される気候変動の影響を考慮して計画する。ただし、整備中の事業など防護効果の発現を急ぐ場合は、現行の計画により整備を進める。
- ・本計画改定以降においても、今後の新たな知見や観測データの蓄積に基づき、適宜防護水準の見直しを検討していく。

## 4. 今後のスケジュール

- 令和8年1月 パブリックコメント  
 沿岸自治体から意見聴取
- 2月 検討委員会
- 3月 令和8年第1回常任委員会 改定報告
- 3月 計画改定・公表

位置図



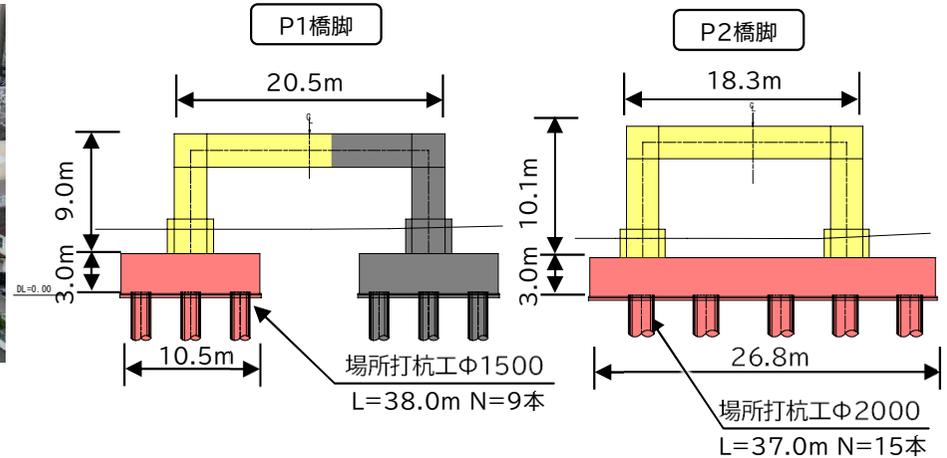
工事内容

- ・ 工 事 の 概 要 : P1橋脚 鋼製門型橋脚 橋脚躯体工、場所打杭工 N=9本(φ1500)  
P2橋脚 鋼製門型橋脚 橋脚躯体工、場所打杭工 N=15本(φ2000)
- ・ 契 約 金 額 : (当初)662,969,296円(税込)
- ・ 工 期 : 令和6年9月26日 ~ 令和8年3月30日(工期変更なし)
- ・ 受 注 者 : 株式会社 佐伯建設

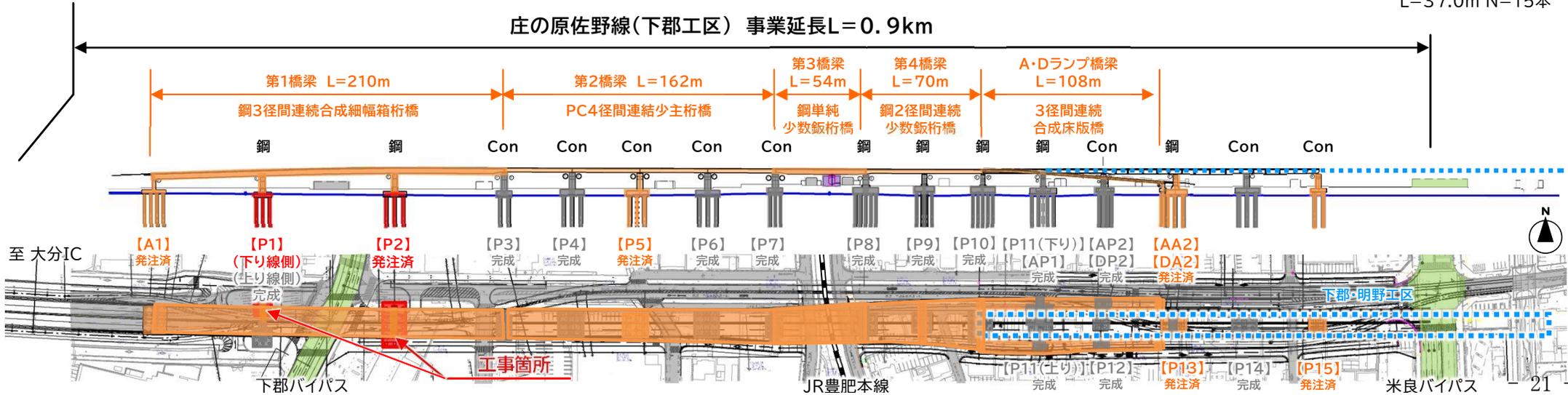
状況写真



橋脚構造図



事業区間全体図



変更内容

【約36百万円の増額】

1. 掘削土の処分による増額・・・【+18百万円】

橋脚の掘削土は、隣接工事の盛土として流用する計画であったが、含水比が高い軟弱土で、盛土材として不相当であったため、本工事にて掘削土を処分

掘削土仮置き状況



掘削土運搬状況



3. 現場環境改善費の追加による増額・・・【+9百万円】

大分県「現場環境改善 取扱要領」に基づき、現場環境改善費を追加計上

- 仮設備関係(監視カメラ・花壇など)
- 営繕関係(現場事務所の快適化など)
- 安全関係(熱中症対策など)
- 地域連携(デザイン工事看板など)

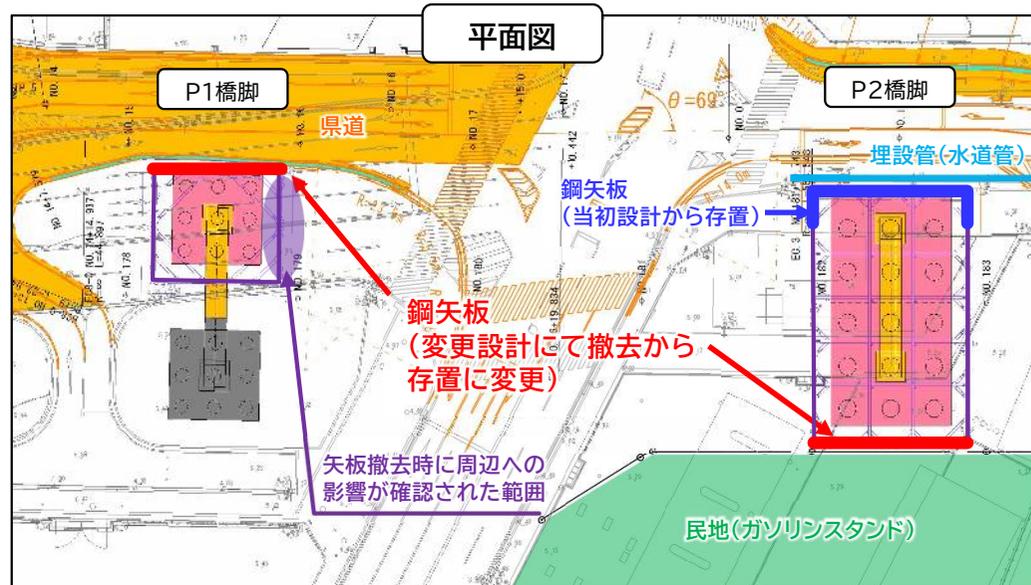
上記各項目ごとに1内容ずつ  
(いずれか1項目のみ2内容)  
の実施を発注者が確認

⇒「現場環境改善費」を計上  
(変更設計)



2. 矢板の存置による増額・・・【+9百万円】

矢板は埋設水道管に影響がある箇所を除いて撤去する計画であったが、本工事の矢板撤去時に周辺地盤への影響が確認されたので、工法の再検討を行い、県道や民地に近接する矢板を存置した。



矢板撤去による周辺への影響



# 新たな大分県耐震改修促進計画の素案について

土木建築部建築住宅課

【目的】地震発生時における県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること

【策定理由】現計画(平成28年度策定)が令和7年度末で期間満了を迎えること。国の基本方針(令和7年7月改正)と整合を図る必要があること。

## 第1章 総則

### 【位置付け】

耐震改修促進法に基づく法定計画(第5条)

### 【計画期間】

令和8年度～令和17年度(10年間)

耐震改修促進法

国の基本方針(令和7年7月改正)

大分県耐震改修促進計画

## 第2章 耐震化の目標

	現計画 (H28～R7)		次期計画 (R8～R17)	
	目標	実績	目標	
住宅	92%	88%	(R12) 95%	(R17) おおむね解消
要緊急安全確認 大規模建築物※	—	94%	(R12) おおむね解消	—

※昭和56年5月以前に建てられた、大規模な病院・店舗・旅館など

## 第3章 耐震化を促進するための施策

### ・基本的な施策【継続】

- (1)住宅の耐震化の促進
- (2)特定建築物の耐震化の促進
- (3)建築物の仕上げ材等や付属する工作物、建築設備等の安全確保
- (4)相談体制の整備
- (5)情報提供の充実

### ・重点的に取り組む施策【継続】

- (1)木造住宅の耐震化
- (2)要緊急安全確認大規模建築物の耐震化
- (3)建築物に付属するブロック塀の安全確保

### ・今後検討すべき課題【追加】

- (1)新耐震基準以降(昭和56年から平成12年まで)の木造住宅の耐震化  
背景：能登半島地震で倒壊等の被害発生
- (2)道路部局等関係機関と連携した緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化  
背景：国の基本方針に新たな施策として追加

## 第4章 その他の地震時の安全対策

・家具等の転倒防止、非構造部材の安全対策の推進 など【継続】

## 第5章 建築物の所有者に対する指導等(解説)

・指導等の具体的な内容、対象となる建築物 など

## 今後のスケジュール

令和7年12月下旬  
パブリックコメント

令和8年  
第1回定例会 成案報告

令和8年3月下旬  
計画公表

# 新たな大分県賃貸住宅供給促進計画の素案について

土木建築部建築住宅課

- 【目的】 県内における住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居や居住の安定に向け、必要な施策を総合的かつ効果的に推進すること。  
 【策定理由】 現計画(令和元年度策定)が令和7年度末で期間満了を迎えること。国の基本方針(令和7年7月改正)と整合を図る必要があること。

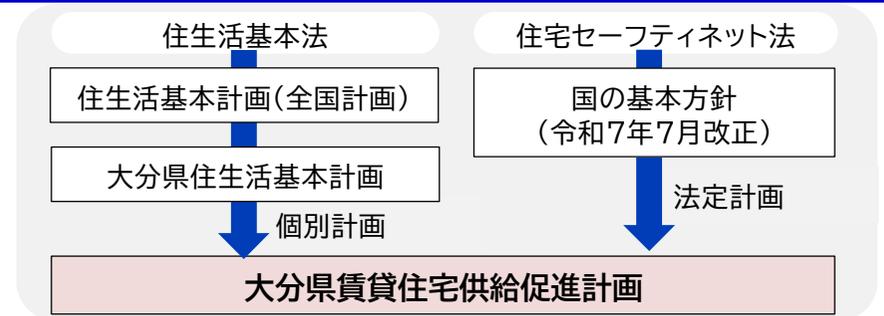
## 第1章 総則

### 【位置付け】

- ・「住宅セーフティネット法」に基づく法定計画(第5条第1項)
- ・「大分県住生活基本計画」の個別計画

### 【計画期間】

- ・令和8年度～令和17年度(10年間)



## 第2章 住宅確保要配慮者の範囲

法で規定する者 ・低額所得者 ・被災者 (発災後3年以内) ・高齢者 ・障がい者 ・子どもを養育している者	省令で規定する者 ・外国人 ・永住帰国した中国残留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養所入所者 ・DV被害者 ・北朝鮮拉致被害者 ・犯罪被害者 ・生活困窮者	・困難な問題を抱える女性支援法に規定される者【追加】 ・刑の執行のため 刑事施設に収容されていた者【追加】 ・保護観察対象者【変更】 ・東日本大震災その他著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者	県が定める者 ・新婚世帯 ・UIIターンによる転入者 ・要配慮者に対して生活支援等を行う者 ・性的少数者 ・海外からの引揚者 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・留学生の生活を支援する学生
---	--	---	--

## 第3章 目標と取り組む施策

目標 ○ 賃貸住宅の供給の目標【継続】	施策 ○ 公的賃貸住宅の供給の促進【継続】 ○ 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進【継続】 ○ 民間賃貸住宅の管理の適正【継続】 ○ 賃貸住宅に入居する要配慮者に対する日常生活を営むために必要な福祉サービス等の提供体制の確保【追加】
------------------------	---



### 今後のスケジュール

令和7年12月下旬  
パブリックコメント

令和8年  
第1回定例会 成案報告

令和8年3月下旬  
計画公表